

四国中央市議会正副議長選挙に係る所信表明実施規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、四国中央市議会基本条例（平成30年四国中央市条例第24号）第5条に規定する所信表明の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(申出)

第2条 議長又は副議長の選挙において所信表明をしようとする議員は所信表明申出書（様式第1号）により、他薦の場合は3人以上の推薦人をもって推薦者申出書（様式第2号）により、別に定める期日までに議会事務局長に申し出なければならない。

(申出の撤回)

第3条 所信表明の申出を撤回しようとする者は、所信表明申出撤回書（様式第3号）を別に定める期日までに議会事務局長に提出しなければならない。

(重複申出の禁止)

第4条 議員は、議長及び副議長の選挙の所信表明を重複して申し出ることはいない。

(所信表明者の公開)

第5条 議会は、所信表明を行う者について市ホームページ等により公開するものとする。

(実施場所)

第6条 所信表明は、本会議場でこれを実施するものとする。

(実施)

第7条 所信表明は、次により行うものとする。

(1) 所信表明の順序は、当該所信表明の申出順とする。

(2) 所信表明の方法は、口頭によるものとする。

(3) 所信表明の発言時間は、1人につき5分程度とする。

2 所信表明の順序が到来した場合において、当該所信表明をしようとする者が実施場所にいないときは、当該所信表明をする権利を失うものとする。

3 議会は、所信表明を実施する場合は、これを市ホームページ等により公開するものとする。

(賛意の表明等の禁止)

第8条 議員は、所信表明に対しては、拍手その他の方法による賛意若しくは野次その他の方法による反意の表明、応援演説又は質疑を行ってはならない。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、所信表明の実施に関し必要な事項は、議会運営委員会が協議のうえ定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

所信表明申出書

年 月 日

議会事務局長 様

議員名

印

この度、四国中央市議会（議長・副議長）選挙に所信表明を行いたいので届け出ます。

推薦者申出書

年 月 日

議会事務局長 様

議員名	印
議員名	印
議員名	印

この度、四国中央市議会（議長・副議長）選挙における
出を行いたいので届け出ます。

議員の推薦の申

所信表明申出撤回書

年 月 日

議会事務局長 様

議員名

印

この度、四国中央市議会（議長・副議長）選挙の所信表明の申出の撤回を行いたいので提出します。